



春の花開く 秋間梅林開花祭

ぐんま三大梅林の一つとして秋間川上流の山あい広がる秋間梅林。今年も盛大に開花祭が開かれ、観光客でにぎわいました。

主な内容

- P 2-3 介護保険料のお知らせ ほか
- P 4 障害者差別解消法を知っていますか？ ほか
- P 5 運転免許証を返納する高齢者を支援します ほか



介護保険料のお知らせ

介護保険は、40歳以上の全ての方が納める介護保険料と公費（税金）を財源として、寝たきりや認知症などの介護が必要となった人に介護サービスを提供することで、被保険者自身とその家族を支援する仕組みです。市内に居住する40歳以上の人は全て、市が運営する介護保険の被保険者となります。被保険者は年齢によって、第1号被保険者（65歳以上の人）と第2号被保険者（40歳から64歳までの人）に分けられ、それぞれ保険料の決め方や納め方が異なります。

介護保険料の納付
 特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（納付書・口座振替）の2つの方法に分かれます。特別徴収は8月上旬頃まで、普通徴収は7月中旬頃までに、決定通知書により年間の確定保険料額をお知らせします。また、特別徴収と普通徴収を併用する場合がありますので、ご注意ください。

○年度途中で、保険料額が減額になった場合（年金からの天引きが中止されます）
 ○年度途中で、保険料額が増額になった場合（増額分が普通徴収となります）
 ○年金の一時差し止めや支給停止になった場合
 ○年金担保貸付金の返済が開始された場合

○年度途中で、年金の受給が開始された場合
 ○年度途中で、65歳になった場合や他の市区町村から転入した場合
 ○年度途中で、年金の受給が開始された場合

特別徴収となる場合
 老齢（退職）、遺族、障害年金の受給額が年間18万円以上の人は、日本年金機構などの年金支払者が、年金の定期支払（偶数月）の際に保険料を差し引きます。

普通徴収となる場合
 前述の理由により、特別徴収の対象とならない人は、市から送付される納付書により、市役所または指定金融機関で納めます。

口座振替を希望する場合は、納付通知書、預金通帳、届出印をご持参のうえ、直接金融機関の窓口にお申し込みください。振替開始の時期は、お申し込みされた月の翌月納期分からです。

○1年以上滞納すると、介護保険サービスに係る費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付分（9割または8割）が支払われる形となります。

○1年6カ月以上滞納すると、保険給付分の一部または全部が一時差し止められ、その中から滞納保険料相当額が差し引かれる場合があります。

○2年以上滞納すると、介護保険サービスに係る費用の自己負担割合（1割または2割）が3割に引き上げられ、高額介護（介護予防）サービス費などの支給が受けられなくなります。

介護保険料の減免
 災害などの特別な事情により保険料の納付が困難なときは、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

介護保険料を滞納した場合
 特別な事情もなく保険料の滞納が続いた場合、介護保険サービスを利用するときに、未納の期間に応じて、次の措置が講じられます。

あります。また、特に生活が困窮し、保険料の全額を負担することが困難なときは、保険料を減額することができる場合があります。

40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の介護保険料
 加入している医療保険ごとの算定方法により決められ、医療保険料と合わせて納めます。

65歳になった月（誕生日の前日の属する月）の分から、医療保険料とは別に、直接市へ納付する方法に変わります。

問合せ▶
 困 介護高齢課介護保険係
 (☎内線 1187)

花と緑のぐんまづくり2017 4月22日(土)から5月21日(日)まで開催!
 in富岡・安中

いよいよ開催される、「花と緑のぐんまづくり2017in富岡・安中～ふるさとキラキラフェスティバル～」。市内を10万株の花々で彩ります。本市メイン会場である「碓氷峠の森公園」では、市民参加の大花壇「シルクで繋ぐみんなの花壇」などが設置されるほか、「フラワーステージ」では、さまざまなステージイベントが開催されます。また、体験型のイベントも多数用意しております。詳細は、広報と同時期に配布されたチラシをご覧ください。

市内の会場全ての看板を、原市出身のイラストレーター岡部哲郎さんにデザインしていただきました。▶

問合せ▶ 困 都市整備課計画開発係 (☎内線 1212)





■65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料

保険料段階	対象者	保険料率	保険料額（年額）	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者の人 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 	基準額×0.45	28,700円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円超120万円以下の人	基準額×0.75	47,700円
第3段階		120万円超の人		
第4段階	本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の人	基準額×0.90	57,200円
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が	80万円超の人	基準額	63,600円
第6段階		120万円未満の人	基準額×1.20	76,300円
第7段階		120万円以上190万円未満の人	基準額×1.30	82,600円
第8段階		190万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	95,400円
第9段階		290万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	108,100円
第10段階		400万円以上700万円未満の人	基準額×1.80	114,400円
第11段階	700万円以上の人	基準額×1.90	120,800円	

※基準額＝必要とされる介護サービスの総費用×第1号被保険者の負担分（22%）÷第1号被保険者の人数

※課税年金収入額とは、住民税の課税対象となる年金（国民年金、厚生年金など）の収入額で、非課税となる年金（障害年金、遺族年金など）は含まれません。

※所得金額とは、前年中の収入から必要経費（給与の場合には給与所得控除額、年金の場合には公的年金等控除額）を控除した金額で、所得控除（扶養控除や社会保険料控除など）をする前の金額です。

※保険料段階（保険料額）の決定は、算定の基礎となる住民税の課税状況確定後（6月以降）となります。

あいことばは「いかのおすし」～子どもを犯罪から守りましょう～



いか…知らない人についていかない



の…他人の車にのらない



お…おごえを出す



す…すぐ逃げる



し…何かあったらすぐしらせる

子どもたちの周辺には、危険がたくさん潜んでいます。不審な人や車を見かけたり、声をかけられたりしたときは、先生や家の人などに知らせよう指導するなど家族で子どもの安全について話し合しましょう。

障害者差別解消法を知っていますか？

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人も共に暮らせる社会を目指しています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

不当な差別的取扱いの具体例

- ・受付の対応を拒否する
- ・本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける
- ・学校の受験や入学を拒否する
- ・障害者向け物件はないと言って対応しない
- ・保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない



「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、社会やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

合理的配慮の具体例

- ・障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める
- ・障害のある人から、「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く
- ・意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う
- ・段差がある場合に、スロープなどを使って補助する



問合せ▶困福祉課障害福祉係（☎内線1154）

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定の解除について

市は、平成23年12月より、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、汚染状況重点調査地域として指定されていました。

この度、市内260地点（大字毎に5地点）の空間線量率を測定したところ、全地点において指定解除の要件である毎時0.23マイクロシーベルト未満となっていることから、3月22日に環境省より汚染状況重点調査地域の指定の解除を受けました。大字毎の平均線量率は右表のとおりです。なお、現在市で行っている定点測定は、今後も継続して行っています。

大字名	平均線量率	大字名	平均線量率	大字名	平均線量率
中宿	0.05	下間仁田	0.04	原	0.07
安中	0.06	岩井	0.05	北野牧	0.06
高別当	0.05	野殿	0.05	西野牧	0.07
古屋	0.06	大谷	0.05	入山	0.06
小俣	0.05	板鼻	0.05	人見	0.06
原市	0.05	西上秋間	0.07	二軒在家	0.06
郷原	0.07	東上秋間	0.06	八城	0.05
嶺	0.05	秋間みのりが丘	0.06	行田	0.06
築瀬	0.05	中秋間	0.05	下増田	0.06
磯部	0.05	下秋間	0.05	高梨子	0.06
上磯部	0.05	上後閑	0.06	国衙	0.05
下磯部	0.06	中後閑	0.06	小日向	0.06
東上磯部	0.05	下後閑	0.06	土塩	0.06
西上磯部	0.05	新堀	0.07	新井	0.06
大竹	0.05	松井田	0.07	上増田	0.06
中野谷	0.05	横川	0.06	峠	0.06
鷺宮	0.04	五料	0.05	平均	0.06
上間仁田	0.06	坂本	0.07		

（単位：マイクロシーベルト／時間）

問合せ▶☑環境政策課環境推進係（☎内線1882）

運転が不安… 自主返納を 支援します

運転免許証を返納する高齢者を支援します

安中市高齢者運転免許証自主返納支援事業

市では、高齢者の交通事故の減少を図るため、運転に不安を感じている高齢者の運転免許証の自主返納を支援することを目的として、平成29年度から下記のとおり開始します。

対象者	市内に住民登録がある、65歳以上の人
支援内容	①「運転経歴証明書」交付手数料1,000円の全額補助 申請時に窓口で手数料分の県証紙が助成されます。 ②タクシー利用券の交付（500円×12枚綴り） 後日郵送されます。 （既存のタクシー利用券制度の支給対象となる人は、対象外となります。詳しくは、下記タクシー利用券に関することの担当課までお問い合わせください。）
申請窓口	安中交通安全協会 受付時間 午前8時30分～午後4時30分（土・日曜日、祝日を除く） 電話 382-0211 住所 安中市原市707-4 ※安中交通安全協会以外の場所で運転免許証の返納をした場合は、本支援を受けられません。
問合せ	○運転免許証自主返納に関すること 安中警察署（☎381-0110） ○運転免許証自主返納支援事業に関すること 困危機管理課交通防犯係（☎内線1132） ○タクシー利用券に関すること 安中地域：困介護高齢課高齢者対策係（☎内線1181） 松井田地域：困住民福祉課健康介護係（☎内線2152）

育児ホームヘルプ サービスを拡充!

産前産後のお母さんを応援します

産前産後ホームヘルプサービスへ“拡充”



妊娠中や出産後のお母さんは、身体的に負担が大きく精神的にも不安定になりやすいため、妊娠中から産後にかけて、家事や育児などの支援が必要なご家庭にホームヘルパーを派遣し、生活を支援しています。

○サービス内容

☆家事の支援（食事の準備や後片付け、洗濯、掃除、買い物など）

☆育児の支援（おむつ交換、もく浴の介助、健診や病院の付き添いなど）

また、この支援時は母親自身が家にいることが条件です。母親の外出のためにお子さんを預かることはできません。なお、兄や姉の育児は含みません。他のサービスをご利用ください。

○対象

☆市内に住所がある人

☆昼間に家事や育児のお手伝いをしてくれる家族のいない人

☆出産予定日8週間前から出産後1年以内の人（双子以上の場合は1年6カ月以内の人）

○訪問日数

週2回（1日2時間まで）

月曜日から金曜日の午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）

○負担金

1回500円（市民税非課税世帯および生活保護世帯は無料）

申込み・問合せ▶困子ども課子ども育成係（☎内線1161）困住民福祉課福祉子ども係（☎内線2154）

児童・福祉手当のご案内

市では次のとおり、児童・福祉の手当を支給しています。支給要件を満たして、まだ申請していない人は手続きをしてください。

児童手当	困 子ども課子ども育成係 (☎内線 1164) 松 住民福祉課福祉子ども係 (☎内線 2153)
15歳に達する日以降の最初の3月31日までの、日本国内に居住する(海外留学を除く)児童を養育している人	
支給額(月額) 3歳未満(一律)… 15,000円 3歳以上小学校修了前…10,000円(第3子以降は15,000円) 中学生(一律)… 10,000円 所得制限限度額以上… 5,000円	
手当の支給は原則として申請の翌月分から開始します。また、受給中に次の事由が生じたときは手続が必要です。 ○受給者または支給対象児童の住所や氏名に変更があったとき ○養育する児童が増えたとき、減ったとき ○受給者が公務員になったとき、公務員でなくなったとき など	
※手続が遅れると手当が受給できない月が生じたり、受給した手当を返還していただくことがありますのでご注意ください。 ※公務員の人は勤務先で手続してください。 ※手当を受給している人は6月に現況届を提出する必要があります。	

児童扶養手当	困 子ども課子ども育成係 (☎内線 1164) 松 住民福祉課福祉子ども係 (☎内線 2153)
次のいずれかに該当する18歳に達する日以降の最初の3月31日(政令で定める程度の障害を有する場合は20歳未満)までの児童を監護している父または母、父母に代わって養育している人に支給されます。 ①父母が婚姻を解消 ②父または母が死亡 ③父または母が重度の障害の状態にある ④父または母が生死不明 ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている ⑦父または母が1年以上拘禁されている ⑧未婚の子(父親から認知された児童も含む) ⑨父母ともに不明(孤児) ※児童が児童福祉施設などに入所している場合や里親に委託されている場合は、手当が支給されません。	
支給額(月額) 平成29年4月から 全部支給:42,290円 2人目…9,990円加算 3人目以降…5,990円加算 一部支給:所得に応じて手当額が決まります。	
※受給資格者、扶養義務者などの前年の所得に応じて、手当の全部または一部が停止されることがあります。 ※偽りや不正な手段により手当を受給したときには、法令により罰せられる場合があります。 ※所得制限限度額など詳しくはお問い合わせください。 ※手当を受給している人は8月に現況届を提出する必要があります。	

特別児童扶養手当	困 子ども課子ども育成係 (☎内線 1164) 松 住民福祉課福祉子ども係 (☎内線 2153)
心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父もしくは母(どちらか所得の高い方が受給者となる)、または父母に代わって児童を養育している人に手当が支給されるものです。 次の条件に該当する場合には、手当が支給されません。 ○児童福祉施設などに入所している場合 ○児童が障害を事由とする年金を受給できる場合	
支給額(月額) 平成29年4月から 1級…51,450円 2級…34,270円 ※受給資格者や配偶者、扶養義務者等の前年の所得に応じて、手当の全部が停止されることがあります。 ※障害の程度、所得制限限度額など詳しくはお問い合わせください。 ※手当を受給している人は8月に所得状況届を提出する必要があります。	

障害児福祉手当	困 福祉課障害福祉係 (☎内線 1159) 松 住民福祉課福祉子ども係 (☎内線 2153)
特別障害者手当	
在宅で重度の障害があり、日常生活において、常時介護を要する人 ※障害児福祉手当は、特別児童扶養手当と併せて受給できます。 ※受給資格者や配偶者、扶養義務者などの前年の所得に応じて、手当の全部が停止されることがあります。 ※手当を受給している人は8月に所得状況届を提出する必要があります。 ※障害の程度、所得制限限度額など詳しくはお問い合わせください。	



竹林の管理に困っていませんか

問合せ▶
農林課林政鳥獣対策係
(☎内線2619)

近年、竹林の生育面積の拡大とそれに伴う森林の荒廃が問題となりつつあります。そのほかにも住宅地や農地では地下茎による隣地への侵入や日照不足、積雪時の倒伏による道路通行への支障などさまざまな環境問題が生じております。



▲薬剤を注入する器具と薬剤



▲貸与する竹粉碎機

【対象となる取り組み】

市内に竹林を所有する人または委任を受けた人が、自主的に行う竹林の管理活動

【助成内容】

●薬剤の貸与

竹1本当たり10ミリリットル。1,000本まで。ただし、竹林の面積のうち500㎡の範囲における竹に限り、追加で認定できます。

●作業器具、薬剤注入用器具の貸与

竹に穴を開ける充電式ドリル、薬剤注入用器具を貸与します。期間は14日

以内となります。

●竹粉碎機の貸与

伐採した竹を粉碎する竹粉碎機を貸与します。期間は7日以内となります。燃料代や運搬費など利用に係る全ての費用は、貸与を受けた人の負担となります。料金は、農林課林政鳥獣対策係までお問い合わせください。

【申請方法】

農林課林政鳥獣対策係で申請書・借用書を受領し記入、管理計画書・位置図・竹林の現況写真(2枚以上)・はんこを持参のうえ窓口で申請をしてください。

自治会、ボランティア団体への補助制度(ぐんま緑の県民基金)もあります。詳しくは、お問い合わせください。



野生動物の被害を防ぐ

問合せ▶
農林課林政鳥獣対策係
(☎内線2619)

これから暖かくなるにつれ野生動物の動きが活発化してきます。農作物の被害や住民の皆さんの安全のためにも次のことを心がけましょう。

●くず野菜や生ごみなどを敷地内などに放置したり、食べられるような所に置いたりしない。

●野菜、果樹類などの収穫後は、枝を切って新たな実ができないようにする。

●犬や猫などの餌やその食べ残しなどは速やかに片付ける。

●住居や物置、耕作放棄地などに住み家を作られないよう気を付ける。

●夕方から早朝にかけては活動が活発になり、特に冬期は暗くなるのが早いので外出の際は懐中電灯や音の出るものを携帯する。

●出会ってしまった際に、むやみに威嚇することは大変危険な行為です。速やかにその場を離れてください。

■市では狩猟期間外において有害鳥獣捕獲隊の協力により、適正な捕獲を行っているところですが、駆除期間内での捕獲檻などの設置にご理解・ご協力をお願いします。

■捕獲だけではどうしても被害の減少は難しく、捕獲檻設置場所などにも安全上制限があることもありますが、住民の皆様での自己防衛もお願いします。また、農作物被害に対する防除資材補助制度もあります。必ず購入前に

ご相談ください。

●狩猟免許所有者(わな猟)は、狩猟期間を除き、自己所有の農地および管理地に限り捕獲檻を用いた捕獲申請ができます。また、平成29年度から住宅などの建物内における被害を防止するために、当該敷地内のみ小動物に限り小型の檻などを用いた捕獲申請ができるようになります。詳しくはお問い合わせください。なお、狩猟免許取得に関する補助制度は継続して行っております。

納期内納付のご協力ありがとうございます

税は、私たちが安心して健康な暮らしをするための原資（もと）となるものです。福祉や医療・健康対策、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、欠くことのできない財源です。

本市においては、大多数の皆さんが納期内に納税しています。納期限を経過すると納期内に納付している人との公平性を欠くことになり、延滞金が発生する場合があります。

税の滞納に対しては、督促状の発送などに多額の経費がかかり、これらの出費や税収の遅延は市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。

市税の納め忘れのないよう、皆さんのご協力をお願いします。

便利で確実な口座振替（自動払込）をおすすめします

「口座振替（自動払込）」は皆さんが指定した預貯金の口座から、市税・保険料などを自動的に振り替えて納付するものです。一度申し込みすると、毎年自動的に引き落としになるため、納め忘れがなく安全確実に納期限日に納付できます。

納付のために出かける時間が省けますので、日ごろお忙しく時間の取

れない人や、納付場所まで行くことが困難な人には、とても便利で安心できる納付方法です。

◎口座振替ができる市税など

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、下水道使用料、保育園の保育料、秋間みのりが丘地域し尿処理施設使用料

◎口座振替ができる金融機関など

群馬銀行、群馬県信用組合、東和銀行、しのもめ信用金庫、中央労働金庫、碓氷安中農業協同組合、みずほ銀行、ゆうちょ銀行（郵便局）

◎口座振替（自動払込）に関するQ & A

Q1. 申し込みはどのようにしたらよいのですか？

A1. 前述の金融機関の本・支店に申込用紙を提出してください。通帳・届出印・納税通知書が必要となります。

Q2. 引き落としはいつからですか？
A2. 申し込みをした月の翌月の末日以降の納期限日から開始となります。

Q3. 納期限日に残高不足で振替ができませんでした。

A3. 再振替はできませんので、後日送付される「督促状兼振替不能通知」にて現金で納付していただくか、**困**収納課までお問い合わせください。

Q4. 口座名義人が亡くなりました。どうしたらよいですか？

A4. 口座が凍結してしまう可能性があるため、後日送付される督促状または納付書にて現金で納付してください。再度口座振替をご希望の場合は改めて申し込みください。

専用はがきでも口座振替の申し込みができるようになりました

「専用はがき」に必要事項を記入し、押印し、貼り合わせ、郵便ポストに投入することで口座振替（自動払込）の申し込みができます。

対象税目	金融機関
市県民税、軽自動車税 固定資産税・都市計画税 国民健康保険税	群馬銀行、群馬県信用組合、東和銀行、しのもめ信用金庫、中央労働金庫の本・支店、碓氷安中農業協同組合東部・西部支所、ゆうちょ銀行（郵便局）

※はがきによる口座振替（自動払込）の申し込みの場合、みずほ銀行は対応していません。また、金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口には提出できません。

専用はがきは、口座振替（自動払込）

を利用していない人の納税通知書に同封しているほか、**困**収納課、**困**住民福祉課の窓口にも用意しています。

市税はコンビニエンスストアでも納付ができます

市内外のコンビニなどでも納付書を使って市税の納付ができます。時間や曜日気にせず、いつでも納付でき大変便利です。なお、領収書は納付したことを証明する重要な書類です。5年間大切に保管してください。

納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めに相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左表の納期限日に夜間窓口を開設しています。

開設日	時間	場所
5月1日（月）	午後8時まで	困 収納課

問合せ▶**困**収納課収納整理係（☎内線1084）



▲売却区分番号 29-3 の物件

市税の滞納処分として差し押さえた不動産を公売によって売却します。今回は、4件の不動産(土地)が公売対象で、売却代金は市税に充てられます。

本市では、例年11月に近隣市町村と合同で不動産公売を行っています。

今回は、本市単独での不動産公売を行います。

公売機会を増やすことで、より多くの入札・売却と税収確保を目指します。

どなたでも参加ができますので、ぜひご参加ください。詳細はホームページか公売広報でご確認ください。

差し押さえた不動産を公売します ～どなたでも入札に参加できます～

入札期日	7月25日(火) 午後1時受付開始 午後2時入札開始	場所	市役所 305 会議室
その他	物件の詳細と公売参加の手続については、市のホームページ、または、 困 収納課・ 困 住民福祉課に用意した「公売広報」をご確認ください。		

売却区分番号	所在地	内容				最低入札価額(円)	公売保証金(円)
		土地	土地面積(m ²)	建物	建物面積(m ²)		
29-1	板鼻字本町	宅地1筆 山林2筆	計195.71	—	—	960,000円	100,000円
29-2	磯部2丁目字西新井	宅地1筆	382.00	—	—	3,180,000円	320,000円
29-3	松井田町八城字渡戸	宅地2筆	計326.99	—	—	3,090,000円	310,000円
29-4	松井田町人見字新田 ※公売参加には農業委員会の発行する買受適格証明書が必要となります。	宅地2筆 畑2筆	計472.45	—	—	3,470,000円	350,000円

※直前に公売を中止する場合があります。事前に公売実施の有無をお問い合わせください。

滞納処分を強化しています

◎不動産差押えを強化しています

住宅ローンなどの支払いを優先して納税しない人に対しては、積極的に不動産(土地・建物)の差押えを執行しています。

◎給与差押えを強化しています

給与収入など納税ができる所得があるにもかかわらず、遊興費や住宅ローンなどの支払いを優先して納税しない人に対しては、積極的に給与差押えを執行しています。

市税を滞納してしまい、市が勤務先に給与照会することにより、結果的に市税の滞納の事実が勤務先に知られることとなります。給与差押えについては、完納になるまで毎月取立をします。

◎市税に滞納のある人に対しては、確定申告による所得税還付金を全て差し押さえます

確定申告をしたことにより所得税が還付になる場合、市税に滞納のある人については、差押えの手続を行ううえで、全て市税に充当します。差押えを執行するにあたり、本人の承諾は必要ありません。なお、市税を分割納付している人も所得税還付金の差押えの対象となります。この場合も、本人には連絡せずに差押えを執行します。

問合せ▶**困**収納課収納整理係(☎内線1086)

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

日帰り人間ドック募集のおしらせ

年に1度は健康チェックを



市では、安中市国民健康保険の被保険者および市内に住所を有する後期高齢者医療制度の被保険者を対象に「日帰り人間ドック」を実施します。

ご希望の人は次のとおりお申し込みください。

なお、この人間ドックを受診すると、特定健康診査〔後期高齢者健康診査〕を受診したことになります。40歳以上75歳未満の人で内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に該当すると判定された人には、後日、特定保健指導利用券と利用案内をお送りしますので、必ず特定保健指導を受けてください。

対象者

- ①国民健康保険人間ドック：昭和57年3月31日以前に生まれ、平成29年4月1日現在、安中市国民健康保険加入者で、国民健康保険税を完納している世帯の人（1世帯2人まで）
- ②高齢者人間ドック：平成29年4月1日現在、市内に住所を有する後期高齢者医療制度加入者で、後期高齢者

医療保険料を完納している人

自己負担金

14,000円（検診費37,600円ー市助成23,600円）

※医師が必要と認めた場合、眼底検査を実施しますが、自己負担金は同じです。

※50歳以上の男性については、人間ドック負担金とは別に500円（70歳以上は無料）を負担していただくと前立腺がん検診が同時に受けられます。

※追加分は全額自己負担とはなりません。が、CA19-9（膵臓がんマーカー）検査ほか、各種オプション検査などが可能な場合があります。詳細は、下表の医療機関にお問い合わせください。

受診期間

6月1日（木）～11月30日（木）
※40歳未満の人・75歳以上の人は12月まで。

受付期間・場所

○4月18日（火）午前10時～午後6時

安中保健センター1階・松住民福祉課

○4月19日（水）～24日（月）

午前8時30分～午後5時15分

〔国保年金課・松住民福祉課

※土・日曜日を除く。

※先着順ではありません。

※受付期間を過ぎると申し込みができませんのでご注意ください。

受付時に持参するもの

国民健康保険人間ドック・高齢者人間ドックともに受診する人の保険証、はこ

注意事項

検診費助成が決定した人でも、検診日当日までに、安中市国民健康保険の資格を喪失した場合、または後期高齢者医療制度加入者で市外に転出した場合は、受診できません。

安中市国民健康保険特定健康診査または後期高齢者健康診査との重複受診はできません。重複受診した場合には、受診費用を全額負担していただきます。

平成29年度安中市人間ドック実施協力医療機関

(50音順)

医療機関名	住 所	電話番号
アミヤ医院	原市1431-3	385-1511
有坂内科医院	安中1-29-1	381-0485
公立碓氷病院	原市1-9-10	385-8221
櫻井内科医院	郷原130-5	385-8551
正田病院	安中1-16-32	382-1123
須藤病院	安中3532-5	382-3131

医療機関名	住 所	電話番号
田口医院	松井田町松井田372	393-1731
藤巻医院	松井田町松井田556	393-1324
堀口医院	安中2-9-15	381-0229
本多病院	鷺宮205-1	382-1255
松井田病院	松井田町新堀1300-1	393-1301
みやぐち医院	原市3875	384-1126

問合せ▶国保年金課国保係(☎内線1113)・松住民福祉課税務保険係(☎内線2121)

☎=本庁舎 ☒=松井田庁舎 ☒=谷津庁舎 ☒=碓氷川クリーンセンター ☒=スポーツセンター

2017年4月1日号

10

平成 29 年度市税等納期限一覽表

納 期 限	市 税				介護保険料 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	国民年金保険料 ※1…1年前納 ※2…6カ月前納 ※3…2年前納	
	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	市県民税 (普通徴収)	国民健康 保険料 (普通徴収)				
5月 1日(月)							※1…29年4月分~30年3月分 ※2…29年4月分~29年9月分 ※3…29年4月分~31年3月分	
5月31日(水)	1期	全期					29年 4月分	
6月30日(金)			1期				29年 5月分	
7月31日(月)	2期			1期	1期	1期	29年 6月分	
8月31日(木)			2期	2期	2期	2期	29年 7月分	
10月 2日(月)	3期			3期	3期	3期	29年 8月分	
10月31日(火)							※2…29年10月分~30年3月分	
10月31日(火)			3期	4期	4期	4期	29年 9月分	
11月30日(木)	4期			5期	5期	5期	29年10月分	
12月25日(月)			4期	6期	6期	6期		
平成 30 年	1月 4日(木)						29年11月分	
	1月31日(水)				7期	7期	7期	29年12月分
	2月28日(水)				8期	8期	8期	30年 1月分
	4月 2日(月)							30年 2月分
	5月 1日(火)							30年 3月分

※口座振替の人は、預金残高の確認をお願いします。

※公的年金からの天引き（特別徴収）に該当している人は年金支給時に差し引かれます。

◎市税・介護保険料・国民年金保険料・後期高齢者医療保険料について

- ・納期限内に必ず納付されますようお願いいたします。
- ・口座振替もご利用ください。
- ・不明な点がありましたら、お気軽に下記までご相談ください。

◎市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、次の場所で納めることができます。

市役所本庁、松井田庁舎、群馬銀行、東和銀行、しのめ信用金庫、群馬県信用組合、中央労働金庫、碓氷安中農業協同組合、みずほ銀行、ゆうちょ銀行・郵便局
(関東地方および山梨県所在で納期限内に限る)

※市税のみ主なコンビニエンスストア(バーコード付納付書のみ)も可

◎国民年金保険料は、全国の主な金融機関とコンビニエンスストア(一部店舗を除く)で納められます。そのほか、口座振替、クレジットカードでもお支払いができます。

◎次のようなときは国民健康保険に関する届出をお願いします。

- ・国民健康保険に加入していた人が勤め先の健康保険に加入したとき
- ・退職などにより勤め先の健康保険をやめたとき
- ・家族が転居や転出をしたとき

安中市役所 ☎382-1111

本庁舎

松井田庁舎

市 県 民 税	…… 税 務 課 市 民 税 係(内線1064)	住 民 福 祉 課 税 務 保 険 係(内線2163)
固 定 資 産 税	…… 税 務 課 固 定 資 産 税 係(内線1070)	住 民 福 祉 課 税 務 保 険 係(内線2163)
都 市 計 画 税	…… 税 務 課 固 定 資 産 税 係(内線1070)	住 民 福 祉 課 税 務 保 険 係(内線2163)
軽 自 動 車 税	…… 税 務 課 諸 税 証 明 係(内線1063)	住 民 福 祉 課 税 務 保 険 係(内線2163)
国民健康保険税	…… 税 務 課 諸 税 証 明 係(内線1062)	住 民 福 祉 課 税 務 保 険 係(内線2163)
納 税 に つ い て	…… 収 納 課(内線1084)	住 民 福 祉 課 税 務 保 険 係(内線2161)
国民年金保険料	…… 国 保 年 金 課 医 療 年 金 係(内線1117)	住 民 福 祉 課 税 務 保 険 係(内線2121)
介 護 保 険 料	…… 介 護 高 齢 課 介 護 保 険 係(内線1187)	住 民 福 祉 課 健 康 介 護 係(内線2151)
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	…… 国 保 年 金 課 医 療 年 金 係(内線1119)	住 民 福 祉 課 税 務 保 険 係(内線2160)



男女共同参画推進委員会

平成28年度男女共同参画に関する作文・エッセイ 入選作品

第73回

【高校生・一般の部 優秀賞】
男女仲良く

松井田高等学校2年 木暮 麻菜美

私の理想とする家庭は、女性も男性も協力して家事を行い、子育てを行う家庭です。妻と夫が互いに尊重し合い、生涯愛し合うのは確かに理想的です。しかし、家事や育児をどちらかに任せるのは、不公平であり、片方は自由を奪われてしまいます。「女性だから料理を作れ。」「男性だから外で働け。」そういう考えを私は「ジェンダー」と学びました。

現代の社会において、ジェンダーをなくすためにたくさんの方が努力しています。例えば、職業の名称を改めることです。保母は保育士になり、看護婦は看護師となり、男性にも勤めやすいようになりました。また、女性への待遇改善や、最近増えてきている男性の育児休暇取得の推進などがあります。その背景として男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法などの男女平等に関する法律が定められ、差別をなくそうと社会を見直してきたことがわかります。

これから結婚する年齢を迎え、新しい生活をスタートさせる一歩前にいる私達は、

理想の家庭を築くために学校で学び、知識を得て、未来像を考えるのです。男女共同参画社会にしていくのに私達が出来ることが何か。そう質問されたときにまず答えるのなら、「普段の生活で男子も女子も仲良くすること。」と私は答えます。異性同士、お互いを受け入れることが出来るのなら、協力し合う心が生まれ、習慣がつくと思います。

私の通っている高校では、男子と女子と一緒に楽しく仲良く生活しています。グループ学習では、意見を交換し合ったり、教え合ったりして男女の隔てなく活動しています。私はこういった点が、この学校の長所のひとつだと感じています。

「男性らしく」「女性らしく」の考え方にとらわれずに「自分らしく」生きていく。そして異性への尊重を忘れずに過ごすことこそ、ひとりひとりが生き生きとした生活を送ることにつながると思います。そして将来、理想とする家庭を築くことができるのではないのでしょうか。

問合せ▼

困市民生活課市民協働係 ☎内線1139

消費生活センターからのお知らせ

「無料点検」に応じたら高額な工事を勧誘

「無料で点検」などと言って訪問し、点検後に消費者の不安をあり、工事などの契約を結ばせる手口です。

「無料で排水管の点検をする」と業者が訪ねてきた。無料なら、と思い見てもらったところ「洗浄が必要」と言われ排水管の洗浄してもらい2万円を支払った。その後、「床下も点検する」と言われ点検してもらうと、「床下が痛んでいるので工事が必要」と言われた。見積額が床下の補修と調湿剤散布で70万円と高額なので迷っていると「特別に50万円にする」と値引き額を示され契約してしまった。



【ついでと助言】

☆排水管の清掃や工事の後で次々と別の契約を迫られるケースもあります。安易に業者を家に入れないようにしましょう。
☆「特別に値引きする」などと言われても、その場で契約してはいけません。工事をする場合、家族や周囲の人に相談したり、複数の業者から見積もりを取るなどしましょう。必要ない場合は、きっぱり断ることが大切です。
☆契約後や工事後でも、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。早めに消費生活センターにご相談ください。

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月々金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時

問合せ▼安中市消費生活センター ☎382-2228

今月のピックアップ

平成29年度の催し物について

松井田文化会館では平成29年度自主事業として、たくさんの市民の皆さんに観て、聴いて、楽しんでいただけるような映画・コンサートなどを幅広く企画しています。

また、松井田公民館では年間を通して各年齢層向けに各種講座・教室などを行っていく予定です。

詳細は「広報あんなか」や「ポスター・チラシ」、「ホームページ」などで順次、お知らせしていきます。

今年度も松井田文化会館の催し物、松井田公民館の各種講座にご期待ください。

皆様のご来場、ご参加をお待ちしています。



4月1日から5月15日までのスケジュール

- 大ホール**
- ピアノ発表会**
4月1日(土) 13:30~16:00 入場:無料
問合せ:飯塚ピアノ教室(☎090-1611-5661)
 - カラオケ発表会**
4月2日(日) 10:00~19:00 入場:無料
問合せ:安松カラオケ愛好会 萩原(☎393-1367)
- 小ホール他**
- とっておきの音楽祭inあんなか**
4月23日(日) 10:00~16:30 入場:無料
問合せ:同実行委員会(☎090-7428-3729)

問合せ 松井田文化会館 ☎393-4400
午前8時30分~午後5時15分の間
休館日はP18をご確認ください

今月のピックアップ

おもしろ科学教室を開催します

安中市文化センターでは、「おもしろ科学教室」を年に3回開催しています。

工作しながらの教室なので、遊び感覚で科学の原理が学べます。

科学に興味を持つきっかけづくりとして、ぜひ、ご参加ください。

日程▶

日時	内容	申込開始日
5月27日(土)	プロペラカーを作って遊ぼう	4月24日(月)
6月24日(土)	ストロンボーンで音のひみつがし	5月22日(月)
8月19日(土)	スターライト万華鏡を作ろう	7月17日(月・祝)

時間▶午前9時30分~正午

場所▶文化センター3階 大会議室

料金▶500円程度(材料費により変動あり)

対象者▶小学生~中学生

(小学3年生以下は保護者同伴)

持ち物▶筆記用具、参加したことがある人はおもしろ科学教室会員証とステップアップノート

問合せ▶安中市文化センター(☎381-0586)

4月1日から5月15日までのスケジュール

- ホール**
- 群馬大正琴友の会安中支部「すてきな仲間コンサート」**
4月2日(日) 13:00~15:30 入場:無料
問合せ:群馬大正琴友の会安中支部 大沢(☎381-2107)
 - 安中地区敬老会**
4月13日(木) 9:30~12:00 入場:関係者
問合せ:安中公民館(☎382-7641)
 - 安中西毛地区高校演劇祭**
4月30日(日) 9:40~16:00 入場:無料
問合せ:新島学園高等学校演劇部 大嶋(☎381-0240)
- 学習室など**
- 市民パソコン教室**
4月1、6、8、13、15、20、22、27、29日(木、土)
5月4、6、11日(木、土)
13:30~15:30 会場:2階パソコン室 入場:無料
 - 絵本読み聞かせ**
4月22日(土) 14:00~15:00
会場:図書館幼児コーナー 入場:無料

問合せ 安中市文化センター ☎381-0586
午前8時30分~午後5時15分の間
休館日はP18をご確認ください



生涯学習だより

集会所実施事業受講生募集

八城集会所（安中市松井田町八城 441）

上段:教室名 下段:講師名(敬称略)	実施日	開講日時
手芸教室 中山光枝	毎月 第1・3月曜	4月17日(月) 午前9時30分～
舞踊教室 粕川ヒロ子(大多摩流)	毎月 第1・3木曜	4月20日(木) 午後2時～
書道教室 増田文子	毎月 第1・3月曜	4月17日(月) 午後1時30分～
生花教室 仲百美子(池坊)	毎月 第2・4火曜	4月25日(火) 午前9時30分～

※都合により、一部日程が変更になる場合があります

下増田集会所（安中市松井田町下増田 2056-7）

上段:教室名 下段:講師名(敬称略)	実施日	開講日時
手芸教室 中山光枝	毎月 第2・4月曜	4月24日(月) 午前9時30分～
舞踊教室 君波道子(西川流)	毎月 第1・3水曜	4月19日(水) 午後7時～
書道教室 増田文子	毎月 第2・4月曜	4月24日(月) 午後1時30分～
詩吟教室 藤巻明子	毎月 第1・3火曜	4月18日(火) 午後1時30分～
生花教室 伊藤和子(大和花道)	毎月 第1・3水曜	4月19日(水) 午前9時30分～

※都合により、一部日程が変更になる場合があります



▼舞踊教室



▼書道教室

募集人数▶各教室とも25人

受付期間▶4月7日(金)～13日(木)土・日曜日を除く。

受付時間▶午前8時30分～午後5時15分

受講費用▶無料(教材費などは除く)

申込み・問合せ▶[☎](http://www.city.annaka.lg.jp)生涯学習課生涯学習係(☎内線2246)

誰ひとり同じ人間などいない。誰ひとり代わりなどいない。こんな当たり前のことだけれど、ひとりひとりに大切な命があり、かけがえない存在であることを忘れないでいたい。「あなたが大切」と言われて、自分の存在の大切さに気づく。そして、自分の命の大切さを実感するのではないだろうか。だから私は、相手の存在も自分の存在をも大切に思える人でありたい。

(おわり)

(前回の続き)

あなたが大切

松井田東中学校 二年 矢野 あかり

平成27年度人権作品集

「おもいやり」から

学習の森

だより

No.132

『安中の文化財』

井伊家と安中

—安中にもあった龍潭寺—

NHK大河ドラマ「おんな城主直虎」では、井伊家の菩提寺として龍潭寺が登場していますが、かつて安中にも龍潭寺が存在していました。

安中の龍潭寺は下野尻村字龍丹寺にあった寺院で、江戸時代後期に板倉勝明が編纂した『安中志』には、下野尻の観音堂より一町(約100m)ばかり西にあったとあります。創建について『井伊家伝記』によると、中野直由の妻が、安中藩家老である松下志摩守(直由の妻子)に命じて、安中に龍潭寺を造らせ、南溪瑞圃の弟子である昊天宗建が「井徳山龍潭寺」と名付け、弟子の大龍和尚を彦根から遣わしました。その後、安中の龍潭寺は安中藩主井伊直勝の家付きの寺になったとあります。龍潭寺は江戸時代初期に存在しましたが、井伊家が三河西尾藩に転封された際、共に移ったものと考えられます。現在でも、安中下野尻には龍潭寺跡である方形の区画が確認されます。



平成28年度「文化財愛護ポスター」優秀作品(敬称略) 須藤喬也(安中二中2年)

大河ドラマには、安中の龍潭寺に関連した中野直由や昊天宗建が登場します。ぜひ注目してみてください。



4月26日(水)～28日(金)は展示準備のため、ふるさと学習館のみ臨時休館いたします。

企画展

井伊家と安中

4月29日(土・祝)～7月17日(月・祝)

観覧料 一般100円、団体20人以上80円、高校生以下無料

NHK大河ドラマ「おんな城主 直虎」の放映により、彦根藩主井伊家が注目されていますが、安中市も井伊家との関わりがある地でした。初代安中藩主をつとめた井伊直勝(直継)は井伊直政の嫡男であり、次男の彦根藩主井伊直孝は、幼い頃に下後閑北野寺で学んでいました。

そこで、安中藩主井伊家の時代の史料や、彦根藩主井伊家と深い関係にあった北野寺の史料などを展示します。また、しほはく古地図と城の博物館富原文庫所蔵の井伊谷大明神神主の中井家文書や関連する城絵図を展示し、安中と井伊家との関係を探ります。

講演会「中近世移行期の井伊氏」

日時	5月14日(日) 午後1時30分～3時30分
講師	大石泰史氏 (NHK大河ドラマ『おんな城主 直虎』時代考証担当者)
会場	ふるさと学習館市民ギャラリー
定員	50人(先着順)
受講料	100円(観覧料を含む)
申込方法	4月13日(木)午前8時30分から、ふるさと学習館の窓口、または電話でお申し込みください。(当日受付可)



朱漆塗紺糸威切付小札二枚胴具足(赤備え)

問合せ▶安中市学習の森 ふるさと学習館

Tel. 027-382-7622 Fax. 027-382-7623 Mail: furusato@city.annaka.lg.jp

安中市上毛かるた大会

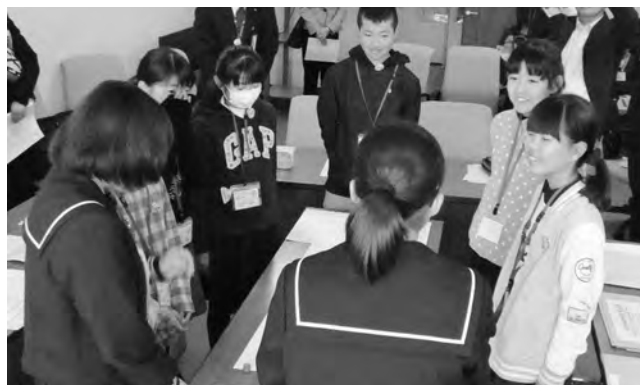
1月29日(日)に、市内12地区の予選を勝ち抜いた選手が参加した市上毛かるた大会が開催され県大会への出場者が次のとおり決まりました。

●小学生の部

4年 以下	団体	白井・坂本 (櫻澤琉人、佐竹柚香、武井善彦、大野薫子)
	個人	中里見竜也(板鼻)
5・ 6年	団体	安中(早瀬川豊作、柿沼広大、黛樹生)
	個人	須藤瑞生(安中)

●中学生の部

団体	九十九 (潮咲衣、神戸咲南、栗原未侑、小板橋彩)
個人	悪澤愛望(九十九)



いじめを生まない・起こさない

子どもたちが主体的に取り組む「いじめ防止子ども会議」が1月31日(火)に松井田支所で開かれ、児童・生徒および関係者など約100人が集まりました。「思いやりの輪を市内の全校に広げよう!」をテーマに、活動の発表や班別・全体での話し合いを行いました。いじめ防止の気運を一層高め、みんなが温かい行動ができるようにするために、活発な意見交換がされました。

鬼をみんなで退治

2月3日(金)に、市内の保育園や幼稚園に鬼がやってきました。園児たちは、怖がりながらも果敢にまめを投げつけ、鬼を退治することができました。その後は鬼と仲良くなり記念撮影などを行いました。



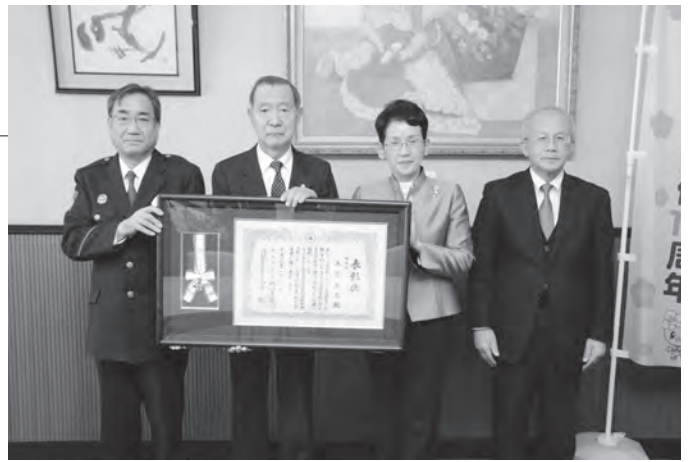
スプリングフェスティバル

2月4日(土)・5日(日)に松井田文化会館(写真左)で、11日(土・祝)に安中市文化センターで(写真右)スプリングフェスティバルが開催されました。それぞれの会場では、さまざまなブースが設置され、樹脂粘土教室や毛糸のコサージュ作りなど両会場とも趣向を凝らした体験事業が行われました。さらに郷土料理や名物の提供、記念講演、八城人形城若座公演なども行われました。

で
ま
ご
と
い
3
い
3

交通栄誉章緑十字金章（警察庁長官表彰）受章

本市で38年という長期に渡り交通安全活動を行ってきた本多正志さん（写真中央左）が、その功績が認められ、第57回交通安全国民運動中央大会において、交通栄誉章緑十字金章（警察庁長官表彰）を受章され、2月6日（月）にその報告に茂木市長を訪れました。おめでとうございます。



市民綱引き大会

2月12日（日）に、松井田体育館で安中市綱引き大会が開催されました。小学生から大人までの選手約220人が参加し、各チームが一丸となって熱戦を繰り広げました。各種目の優勝チームは下表のとおりです。

種目	チーム名
一般男子の部	坂本
一般女子の部	西横野
小学生の部	西横野小A

安中市体育協会表彰式

2月16日（木）に、今年度、市のスポーツの発展に寄与された功労者と優秀な成績を収められた個人や団体を表彰する、安中市体育協会表彰式が開催され、社会体育功労者、優秀選手・団体などが表彰されました。



西毛広域幹線道路 体験型見学会が開催されました

道路の役割や建設業界に興味を持ってもらうことを目的として、安中土木事務所の主催により、安中小学校の5、6年生を対象とした体験型現場見学会が開催されました。

参加した小学生は、普段は経験できないバックホウの運転体験や橋梁工事の見学などいろいろなめずらしい体験をすることができました。

問合せ▼
安中土木事務所（☎382-1350）



市民 information インフォメーション

安中市役所

〒379-0192 安中市安中一丁目23-13
☎382-1111 FAX381-0503

ホームページアドレス：
<http://www.city.annaka.lg.jp>
メールアドレス：
kouhou@city.annaka.lg.jp

◎ソフトボール教室開催のお知らせ

安中市ソフトボール協会では、小学生の皆さんにソフトボールを通してスポーツの楽しさを味わったり、仲間づくりの大切さを感じてもらったりしていただけるようソフトボール教室を開催します。皆さんのご参加をお待ちしております。

日程▼4月24日(月)から毎月、第2・第4月曜日
午後7時～8時

場所▼信越化学グラウンド(安中市西上磯部 1610)

参加費▼無料 対象▼市内在住の小学生

申込み・問合せ▼市ソフトボール協会 山田(☎090-3245-6994)

メール: annaka.softball@gmail.com

※当日の参加も歓迎します。

◎県営住宅入居のご案内

県営住宅の定期募集は4月、7月、10月、1月の年4回実施しています。今回は4月募集のお知らせです。
入居資格▼現在住宅に困窮しており、親族と同居する予定の人、または単身の高齢者や障害のある人など。
※収入制限があります。
※詳しくは募集案内または県住宅供給公社ホームページ(<http://www.gunma-jkk.or.jp>)をご覧ください。

申込期間▼4月1日(土)～18日(火)
入居可能日▼7月1日(土)

申込方法▼所定の申込用紙を郵送

申込用紙・募集案内配布場所▼県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県庁県民生活センター、県土木事務所、市役所・町村役場
※県住宅供給公社では、土・日曜日も配布しています。

その他▼入居者は、公開抽選で選定します。
※市内の住宅(原市第一・第二団地、下磯部団地、二軒在家団地)については、随時申し込みを受け付けています。空き状況など詳しくはお問い合わせください。

問合せ▼県住宅供給公社(☎0271-22315811)

◎お詫びと訂正

広報あんなか3月1日号6ページの「地域福祉の向上を目指して」の記事に次のとおり誤りがありました。お詫びし訂正します。

正誤	秋間 2区	原 準
	秋間 みのりが丘区	原 準

◎特別弔慰金の請求はお済みですか

先の大戦で亡くなられた軍人、軍属などの遺族に対して支給する特別弔慰金の請求を受け付けています。
まだ請求していない人は、早めに手続きしてください。

国債の名称▼第十回特別弔慰金国庫債券「い」号

支給内容▼額面25万円、5年償還の記名国債
支給対象者▼戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受け取る人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族一人
①27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
②戦没者などの子
③戦没者などの死亡時に生計を共にしていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(婚姻や養子縁組により、27年4月1日現在で氏が変わっている人は除きます)
④③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
⑤①～④以外の三親等内の親族(戦没者などの死亡時まで引き続き一年以上生計を共にしていた人に限ります)

請求期限▼平成30年4月2日(月)

その他▼請求の際に、請求書への個人番号の記入のほか、「マイナンバーカード」または個人番号の「通知カード」、身元確認書類の提示が必要で、詳細はお問い合わせください。
請求手続先・問合せ▼

困福祉課社会福祉係(☎内線1152)
困住民福祉課福祉子ども係(☎内線2155)

◎富岡市かぶら文化ホール鑑賞モニターを募集します

かぶら文化ホールでは、利用者の皆さんの声を今後のホール事業運営に反映させるため、平成29年度鑑賞モニターを募集します。
募集内容▼対象期間内の主催事業(主に土・日曜日)を無料で鑑賞し、後日アンケートを提出していただきます。ご意見の一部は当ホームページ上で掲載します。(日当・旅費の支給はありません)
期間▼6月～平成30年3月
人数▼10人程度

対象者▼①県内在住・在勤の18歳以上の人で、予定されている対象事業を全て鑑賞できる人(高校生・同モニター経験者は除く)
②かぶら文化ホールのホームページにおいて、意見の一部を公開することに賛同いただける人(個人情報に関する情報は年齢・性別のみ公開)

対象事業▼

日程	事業内容
6月	映画「ドラえもん」
7月～9月	自衛隊音楽隊演奏会
7月	清水ミチコ トーク&ライブ2017
8月	社会風刺コント集団ザニースペーパー in 富岡
12月	劇団四季ミュージカル
平成30年1月	優秀映画鑑賞推進事業
3月	県民音楽のひろば

応募方法▼官製はがきまたはFAXで、郵便番号・住所・氏名(フリガナ)・年齢・電話番号・職業・興味のあるジャンルおよび「モニター希望理由(簡単に結構です)」を明記のうえ、5月20日(土)必着でご応募ください。当選者には6月上旬に通知します。

問合せ・応募先▼富岡市かぶら文化ホール

〒370-0234 富岡市上黒岩16
74-1(☎0274-6011230、FAX0274-6011231)

行事カレンダー

4月1日→5月15日

日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	日	曜日	行事名
4月			16	日		5月		
1	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	17	月		1	月	
2	日		18	火		2	火	
3	月		19	水		3	水・祝	
4	火		20	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	4	木・祝	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
5	水		21	金		5	金・祝	
6	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●春の全国交通安全運動(～4/15)	22	土	●五月人形展(～5/21) 五料の茶屋本陣 9:00～17:00 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●絵本読み聞かせ 安中市図書館 14:00～15:00	6	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
7	金		23	日		7	日	
8	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	24	月		8	月	
9	日		25	火	●第4回農業委員会総会 ☎ 11:00～	9	火	
10	月		26	水		10	水	
11	火		27	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	11	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
12	水		28	金		12	金	
13	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	29	土・祝	●ふるさと学習館企画展「井伊家と安中」(～7/17) 学習の森 9:00～17:00 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	13	土	●安政遠足前夜祭 文化センター 11:00～
14	金		30	日		14	日	●安政遠足待マラソン大会 武家長屋スタート 8:00～ ●ふるさと学習館企画展講座 「中近世移行期の井伊氏」 学習の森 13:30～15:30
15	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●「花と緑のぐんまづくり」メイン会場大花壇 ボランティアによる植え付け作業 碓氷峠の森公園 9:00～15:00				15	月	

※4月22日(土)から5月21日(日)は、「花と緑のぐんまづくり2017in富岡・安中～ふるさとキラキラフェスティバル～」が開催されます。
※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です。

休館のご案内

恵みの湯	4/4・18 5/2	スポーツセンター	(※は温水プールのみ休業です)
峠の湯	4/11・25 5/9		4/3・10※・17・24※
鉄道文化むら	4/4・11・18・25 5/9		5/1・2・8～10・14・15
文化センター	(※は図書館のみ休館です)	学習の森	(※はふるさと学習館のみ休館です)
	4/4・11・18・25・28※		4/4・11・18・25・26※・27※・28※
	5/2・9		5/2・9～12
文化会館	4/3・10・17・24・30 5/1・8・15	いきいき長寿センター	4/3・10・17・24
碓氷川熱帯植物園	4/4・11・18・25 5/2・9		5/1・2・8～11・15

相談案内

4月1日→5月15日

行政相談

☎ 4/6・20 5/11 9時～11時30分
☎ 4/3 5/1 13時30分～16時

無料法律相談

☎ 4/7・21 5/12 13時～16時
※要電話予約 ☎市民生活課 (☎内線1207)

人権相談

☎ 4/20 13時30分～15時30分
☎ 4/21 13時30分～15時30分

家庭児童相談

電話相談・面接相談 (☎子ども課)
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時
※要電話予約 ☎子ども課 (☎382-8005)

健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など)

☎ 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分
※要電話予約 ☎健康づくり課 (☎内線1174)

妊婦健康相談 (母子手帳交付)

☎・☎ 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分
※要電話予約 ☎健康づくり課 (☎内線1174)

消費生活相談

消費生活センター (☎敷地内)
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時 (☎382-2228)

労働相談

☎ 4/4・18 5/2 13時30分～16時
※要電話予約 ☎市民生活課 (☎内線1207)

無料税務相談

☎ 4/6 5/10 13時～16時
※要電話予約 ☎税務課 (☎内線1061)

障害者相談

知的・身体障害者相談 (☎・☎)
月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分
精神障害者相談 (又アリーベ ☎380-5385)
月～土曜日 (祝日を除く) 10時～18時

青少年相談

電話相談・面接相談 (☎青少年センター)
月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時
※要電話予約 (☎393-4777)

介護相談・認知症相談

電話相談・面接相談 (☎・☎)
月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～16時
※要電話予約 ☎介護高齢課 (☎内線1189)
☎住民福祉課 (☎内線2151)

DV電話相談

月・火・木・金曜日 (祝日を除く) 9時～16時
(☎329-6646)

生活困窮に関する相談 (生活支援相談窓口)

電話相談・面接相談
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時30分
※要電話予約 ☎福祉課 (☎内線1191)

心配ごと相談

地域福祉支援センター
第2・4木曜日 (祝日を除く) 9時～11時30分
☎ 第9会議室
第1・3月曜日 (祝日を除く) 13時30分～16時

青色申告記帳相談

安中商工会
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～12時
松井田商工会館
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～17時

交通事故相談

安中交通安全協会
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時
※要電話予約 (☎382-0211)

若者就職活動個別相談

☎ 第一火曜日 (1月を除く) 10時～12時
※要電話予約 ☎ぐんま若者サポートステーション (☎233-2330)

健康通信 安中市各種検診について

今年度の安中市の各種検診については、5月末頃、対象者全員に受診シールを送付する予定です。これまで市の検診を受けたことがない人も、ぜひこの機会に検診を受けましょう。

詳細は、☎健康づくり課予防係 (☎内線1172) までお問い合わせください。

本庁市民課 休日窓口開設日

4月2日・16日 5月7日

午前8時30分～正午

業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

給水管修理当番業者 (4月1日～5月15日)

上水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

4月		5月	
1日	B・L・S	16日	H・U・Q
2日	J・T・V	17日	B・I・O
3日	A・X・Y	18日	F・J・P
4日	G・K・M	19日	A・L・S
5日	C・D・R	20日	M・T・V
6日	E・N・W	21日	C・X・Y
7日	H・Q・Z	22日	G・K・W
8日	I・O・U	23日	D・R・Z
9日	B・F・P	24日	E・N・U
10日	J・L・S	25日	B・H・Q
11日	A・T・V	26日	I・J・O
12日	M・X・Y	27日	A・F・P
13日	C・G・K	28日	L・M・S
14日	D・R・W	29日	C・T・V
15日	E・N・Z	30日	W・X・Y

業者名	TEL	業者名	TEL
A 今川設備	382-9433	N (有)武美工業	382-5061
B (有)入沢電気商会	382-1609	O (有)田中工作所	385-4126
C 碓氷設備	381-2730	P (株)半田組	385-8374
D (有)内堀設備工事	393-0157	Q (有)福美商事	381-0293
E (有)金子屋商店	393-0332	R (有)松本住設	385-6278
F (有)黒須設備工業	381-1148	S (株)茂木設備	381-6616
G 群栄工業(株)	393-1012	T (有)山田タイル工業	381-0075
H 児玉工業(有)	393-3118	U (株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
I (有)佐藤商店	395-2323	V (株)ユタカ	385-7647
J 佐藤燃料(株)	381-1111	W オオカワラ住器	382-1987
K (有)渋谷設備	381-1262	X 反町備工	384-2058
L (有)ジーワイ燃設	382-2891	Y 第一設備工業(有)	385-8769
M (有)須藤工業	388-1178	Z (株)フェニックス	382-5262

機構改革に伴う組織変更のお知らせ

4月1日から、下表のとおり変更します。

3月31日まで

秘書課職員係
秘書課研修厚生係

都市整備課

医事課地域連携係

碓氷病院二階病棟

文化センター地区公民館

文化センター文化センター係

文化センター文化会館係

文化センター安中図書館係

文化センター松井田図書館係

4月1日から

秘書課給与厚生係
秘書課人事研修係

都市整備課街路係 (新設)

医事課業務係

医事課地域連携室

(休棟)

生涯学習課地区公民館

生涯学習課文化施設係

生涯学習課図書館係

※安中市浄化槽設置整備費補助金制度の担当窓口および書類提出先が、4月1日から谷津庁舎内の下水道課庶務係へ変更になります。

問合せ▶ 企画課行革情報統計係 (☎内線1023)



バナー広告募集のお知らせ

ホームページをお持ちの企業や事業所の皆さん、バナー広告を掲載しませんか。

市は地域経済の活性化を目的に、市ホームページに広告掲載を希望する事業者を募集しています。

市ホームページトップページは、月間に約6万3千件のアクセスがあり、幅広い世代の人が閲覧しています。

募集している箇所は、市ホームページのうちトップページです。ホームページをお持ちの企業や事業所の皆さん、PRやイメージアップにご活用ください。募集概要は以下のとおりです。

掲載場所▶ トップページ下部

掲載広告サイズ▶ 縦60×横150 (ピクセル)・10キロバイト以内・GIF・JPG・PNG形式 (透過GIF・動画表現を除く)

掲載料▶ 1枠月額8,640円

問合せ▶ バナー広告枠の販売は、広告代理店が行っています。

広告内容などの詳細は、広告代理店に直接ご連絡ください。

○株式会社ヒューマンサポート広告事業部

☎380-1660 ☎379-0129 安中市下磯部1006

e-mail: anchoco@h-support.jp

皆さんの声をお待ちしております

市役所困、困、各地区の公民館・生涯学習センターに、皆さんの声をお聞きするため、「市民の声」を投函できるポストを配置しております。皆さんが日ごろ感じていることやご意見などをぜひお聞かせください。



人口と世帯

	日本人住民		外国人住民		合計
	男	女	男	女	
安中地域	22,320	22,914	173	224	59,454人
松井田地域	6,700	7,041	25	57	世帯数 24,490
合計	29,020	29,955	198	281	(平成29年2月末日現在)